

## 北海道における農業金融事情

七〇

齋藤 仁

最近の北海道の農民は、どこからどんなふうにして金を借りているのかということ、それが農民たちにとつて、また農民たちをふくめてこの社會にとつてどんないみをもっているのかということが、このみじかい論稿の主なテーマである。

まず第一表をみてみよう。この表は、農林省統計調査部による「昭和二四年度農家の資金状態調査報告」の一部をまとめたものであるが、分析にはいるまえに、二、三注意しておかなければならないことがある。それは、第一に、この調査では使途のわけかたが非常に主観的だということである。この「報告」のまえがきのところでもことわつてあるとおり、「貯金」引出や借入による現金は、一般収入として入つてきた手元現金と合算せられて支拂等に使われるために引出金や借入金が具體的にどの用途に向けられたかについては、調査農家自身でさえ判定できない場合も少なくないわけであるが、この場合は手元現金では支拂に不足すると考

えられた支拂原因のうち主要原因によつて判定することとした……」のであるから、たとえばこの表で「農業設備資金につかつた借入金」というふうに出ていても、はたしてそれが以前からあつた農村や家畜に追加してあたらしいのをかうたために借りたのか、それとも以前のものがもう使い古してだめになつたのだからかう金がないために借りたのか、そのいずれであるかはつきりしない。これは運轉資金、農外資金の借入についても同様であつて、それらがいわゆる技術的組成をたかめるために借入れたものか、それともむしろ技術的組成をひくくしないために借入れたのかはつきりしない。ただし、生計資金、租税公課納入資金の借入についても實はおなじような疑問がおこるのだが、それは一應そのまゝにうけとつておこう。また土地購入資金の借入は、あたらしく土地が購入された（いままで小作していた土地を購入したか、あるいは經營面積を購入によつてふやした）のだから、そのまゝうけとつていいだろう。第二に注意しなければならない點は、この調査の對象となつた農家が、どのような階層からどれだけえ

(單位圖)

|       |     |     |     | 農 協 (一般資金)       |                  |           |            | 農 協 (農 手)        |                  |           |            |
|-------|-----|-----|-----|------------------|------------------|-----------|------------|------------------|------------------|-----------|------------|
|       |     |     |     | 關<br>係<br>戶<br>數 | 關<br>係<br>件<br>數 | 總<br>額    | 一 戸<br>あたり | 關<br>係<br>戶<br>數 | 關<br>係<br>件<br>數 | 總<br>額    | 一 戸<br>あたり |
| 農 業   | 土 地 | 購 入 | 資 金 | 3                | 3                | 115,952   | 38,650     |                  |                  | -         | -          |
| 資 金   | 設 備 | 資 金 | 金 金 | 45               | 51               | 678,050   | 15,067     | 12               | 12               | 181,894   | 15,157     |
| 農 資   | 運 轉 | 資 金 | 金 金 | 77               | 155              | 591,014   | 7,675      | 236              | 321              | 1,755,782 | 7,439      |
| 農 生   | 外 計 | 課 納 | 金 金 | -                | -                | -         | -          | -                | -                | -         | -          |
| 租 稅   | 課 納 | 資 金 | 金 金 | 12               | 13               | 415,648   | 34,637     | ?                | ?                | 42,486    | ?          |
| そ の 他 | 計   | 資 金 | 金 金 | 8                | 9                | 66,077    | 8,259      | 1                | 1                | 1,552     | 1,552      |
|       |     |     | 他   | 8                | 8                | 59,686    | 7,460      | -                | -                | -         | -          |
|       |     |     |     | 153              | 239              | 1,296,427 | 12,591     | ?                | ?                | 1,981,714 | ?          |

|                                     |                                      | 銀 行      |          |                   | 個 人      |          |                   |           |        |
|-------------------------------------|--------------------------------------|----------|----------|-------------------|----------|----------|-------------------|-----------|--------|
|                                     |                                      | 関係<br>戸数 | 関係<br>件数 | 總 額<br>一 戸<br>あたり | 関係<br>戸数 | 関係<br>件数 | 總 額<br>一 戸<br>あたり |           |        |
| 農 業 金<br>農 資<br>農 生<br>租 税<br>そ の 計 | 土地<br>設備<br>運 轉<br>外 計<br>課 納<br>の 計 | 1        | 2        | 10,192            | 10,192   | 5        | 6                 | 111,446   | 22,289 |
|                                     |                                      | -        | -        | -                 | -        | 40       | 46                | 715,076   | 17,876 |
|                                     |                                      | -        | -        | -                 | -        | 28       | 36                | 150,141   | 5,362  |
|                                     |                                      | -        | -        | -                 | -        | 3        | 3                 | 101,022   | 33,674 |
|                                     |                                      | ?        | ?        | 61,372            | ?        | ?        | ?                 | 1,321,872 | ?      |
|                                     |                                      | -        | -        | -                 | -        | 22       | 24                | 350,999   | 15,954 |
|                                     |                                      | -        | -        | -                 | -        | 13       | 15                | 131,759   | 10,135 |
|                                     |                                      | ?        | ?        | 71,564            | ?        | ?        | ?                 | 2,882,315 | ?      |

|       |               | そ の 他            |                  |         |                    | 總 額 計     |
|-------|---------------|------------------|------------------|---------|--------------------|-----------|
|       |               | 關<br>係<br>戶<br>數 | 關<br>係<br>件<br>數 | 總 額     | 一 戶<br>あ<br>た<br>り |           |
| 農 業 金 | 土 地 購 入 資 金   | 4                | 5                | 113,000 | 28,250             | 227,398   |
| 農 資   | 設 備 運 轉 資 金   | 3                | 4                | 8,500   | 2,833              | 1,698,214 |
| 農 生 租 | 外 計 課 納 入 資 金 | ?                | ?                | 194,933 | ?                  | 2,505,437 |
| そ の 計 | 他             | ?                | ?                | 316,433 | ?                  | 101,022   |
|       |               |                  |                  |         |                    | 2,036,311 |
|       |               |                  |                  |         |                    | 418,628   |
|       |               |                  |                  |         |                    | 191,445   |
|       |               |                  |                  |         |                    | 7,178,453 |

|       |       | 借 入 先 別 金 額 割 合 (%) |               |              |     |       |       |
|-------|-------|---------------------|---------------|--------------|-----|-------|-------|
|       |       | 總 額 計               | 農 協<br>(一般資金) | 農 協<br>(農 手) | 銀 行 | 個 人   | そ の 他 |
| 農 業 金 | 土地購入資 | 100.0               | 50.9          | —            | —   | 49.1  | —     |
| 資 金   | 設備資   | 100.0               | 39.9          | 10.7         | 0.6 | 42.1  | 6.7   |
|       | 轉 資   | 100.0               | 23.6          | 70.0         | —   | 6.0   | 0.4   |
| 農 生   | 外 計   | 100.0               | —             | —            | —   | 100.0 | —     |
| 租 稅   | 課 納   | 100.0               | 20.4          | 2.0          | 3.0 | 64.9  | 9.5   |
| そ の 計 | の 計   | 100.0               | 15.6          | 3.7          | —   | 80.7  | —     |
|       |       | 100.0               | 31.2          | —            | —   | 68.8  | —     |
|       |       | 100.0               | 26.8          | 27.6         | 0.9 | 40.1  | 4.0   |

(次頁につづく)

備考(1) 農林省統計調査部「昭和24年度農家の資金状態調査報告」により作成

(2) 昭和24年4月1日～25年3月31日の借入累計

(3) 調査農家数 196戸 (附表)

平均経営面積一戸あたり 5.55町歩  
その一戸あたり平均  
経済収支概況は右表  
の通り

| 収 入     |         |  | 支 出   |         |  |
|---------|---------|--|-------|---------|--|
| 農業収入    | 186,967 |  | 經營支出  | 94,392  |  |
| 業外収入    | 8,411   |  | 費代子課  | 131,172 |  |
| 收 入 入 足 | 18,879  |  | 計 利 公 | 281     |  |
| 外 他 収 入 | 14,338  |  | 債 税   | 887     |  |
| 勤 差 引 計 | 37,842  |  | 租 計   | 39,705  |  |
|         | 266,437 |  |       | 266,437 |  |

らばれたのであるかという問題がほとんどあきらかになつていない、という點である。調査農家数は一九六戸で、その平均経営面積、経済収支概況は附表に示すとおりであるが、このような平均的數字のしめすいみは、しばしばいわれているように、階層性を無視しているという點で、またとくに平均経営面積については北海道の農業が雑多な經營様式をもつてかたちづくられているから平均経営面積といつてもどの地帯の比重がもつともおもしろいによつてずいぶんいみがちがつてくるという點で、あいまいなものだといわなくてはならない。

が、ともかく以上ふたつの點を注意しながらみてることにしよう。そうすると、まず、生計資金の借入がもつとも多額である、ということが目につく。こ

第2表 北海道農家一戸あたり  
借入先別負債残高

|                 | 24. 3. 31 |       | 25. 3. 31 |       |
|-----------------|-----------|-------|-----------|-------|
|                 | 實數        | %     | 實數        | %     |
| 市 村 町 組 合       | 186       | 2.0   | 825       | 3.7   |
| 負 債 整 理 利 資 金   | 45        | 0.5   | —         | —     |
| 農 政 府 低 利 資 金   | —         | —     | —         | —     |
| 協 一 般 業 手 形     | 3,771     | 42.9  | 7,400     | 34.0  |
| 銀 農 協 農 業 手 行   | 1,649     | 18.7  | 5,263     | 24.2  |
| 無 簡 便 易 生 命 保 險 | 94        | 1.0   | —         | —     |
| 個 特 約 會 社 取 引 先 | 74        | 0.8   | 317       | 1.5   |
| 預 計 金 其 他       | 33        | 0.3   | —         | —     |
|                 | 2,931     | 33.3  | 7,934     | 36.5  |
|                 | 5         | 0.0   | 26        | 0.1   |
|                 | —         | —     | —         | —     |
|                 | —         | —     | —         | —     |
|                 | 8,788     | 100.0 | 21,765    | 100.0 |

備考

- (1) 農林省前掲資料による。
- (2) 金額はすべて調査農家(196戸)の該當金額合計を調査農家数(196戸)でわつた平均。
- (3) 単位円。

の使途の借入金についていえることは一件あたりの金額が非常に小さく、かつ個人、その他からの借入が約半分をしめており、銀行からの借入は1%にもみたないということである。

しかも、右のような傾向は次第にましてきているようである。

こころみに第二表をみれば、二四年の春よりも二五年の春の方

れはあきらかに「消費金融」である。また、不生産的な「消費金融」であるところの租税公課納入のための借入や、土地購入という不生産的支出のための金融もあることがわかる。さらにすべ

が借入金総額が大きくなり、そのうえ個人を筆頭に無盡、頼母子講、特約會社、取引先等の前近代金融にとらえられる割合が大きくなりその絶対額もふえているし、また農手借入もふえているのである。

## 二

このような傾向がなにをいみしているかという問にたいしては當然のことながら、北海道の農業がどのような發展のしくみをもつていくかということによつていろいろちがつたこたえが出てくるはずである。

北海道の經營面積別農家戸数を第三表によつてみると、總農家戸数は累年ふえているが、それは五町未満の農家がふえていることによつてそうなつているのであつて、五町から一〇町層、一〇町以上層はむしろ減少している。このことは、いわゆる「若い北海道農業」が生産力の發展につれて集約化したことをいみするのではなくて、かえつて生産技術の停滯ないし後退による經營零細化の方向をいみするものであるにすぎない。なんとすれば、北海道では主として技術的にいつて水田稻作では五町から一〇町、畑作では一〇町から二〇町がロッシャーのいわゆる中農（雇傭努力がはいっているが經營者もともに勞働する）とよばれるべきものであり、大農（雇傭努力のみ）とよばれるべきものは水田稻作經營で一〇町歩以上、畑作經營では二〇町歩以上であることは、すで

第3表 北海道經營規模別農家戸數

| 實數(戸) | 總 數     | 土地を耕作しないもの | ～5町     | 5～10   | 10～20  | 20町 |
|-------|---------|------------|---------|--------|--------|-----|
| 昭 15  | 190,495 |            | 125,325 | 45,214 | 19,952 |     |
| 16    | 185,585 |            | 122,579 | 43,215 | 19,791 |     |
| 22    | 207,576 | 73         | 160,048 | 36,463 | 10,992 |     |
| 24    | 233,611 | 76         | 187,725 | 36,467 | 9,463  |     |
| 割合(%) |         |            |         |        |        |     |
| 昭 15  | 100.0   |            | 65.7    | 23.7   | 10.4   |     |
| 16    | 100.0   |            | 66.0    | 23.2   | 10.8   |     |
| 22    | 100.0   | 0.3        | 77.1    | 17.5   | 5.2    |     |
| 24    | 100.0   | 0.3        | 80.3    | 15.6   | 4.0    |     |

備考 農林省統計表による。

に栗原百壽氏や川村琢氏やその他の説によつて一應あきらかなところだとかんがえられるからである。さらに、水田地帯では三町未満、畑作地帯では五町未満を自農（自家努力をいづばいにつかうには小さすぎる經營、水田地帯では三町から五町、畑作地帯では五町から一〇町を小農（自家努力でいづばいづばいの經營）とし、中農、大農をさきに規定したようなものとして一九五〇年センサスの結果（こ

第4表A 北海道階層別農家戸数

|       | 貧 農                      | 小 農                      | 中 農                      | 大 農                  | 總 數                |
|-------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------|--------------------|
| 田 地 帯 | ～3町歩<br>42,133<br>(54.3) | 3～5<br>22,677<br>(31.2)  | 5～10<br>10,062<br>(13.2) | 10町～<br>797<br>(1.3) | 75,669<br>(100.0)  |
| 畑 地 帯 | ～5町<br>132,313<br>(78.4) | 5～10<br>27,557<br>(16.2) | 10～20<br>8,839<br>(5.2)  | 20町～<br>372<br>(0.2) | 169,081<br>(100.0) |
| 合 計   | 174,446<br>(71.3)        | 50,234<br>(20.5)         | 18,901<br>(7.7)          | 1,169<br>(0.5)       | 244,750<br>(100.0) |

## 備 考

- (1) 1950年センサスによる。
- (2) 例外規模の農家(田地帯 200 戸、畑地帯 907 戸)を除外した。

の調査はいぜんの調査と調査規準がちがつているため、第三表ではもちいなかた)を分析してえた第四表のAをみてみよう。

このような規準による階層分類は、もちろん非常に大ざつぱだといふ非難をまぬがれないだろうが、これといつて學界の常識になつていような規準のない現在では、さしあたつての問題にたいしては一應の手がかりをあたえるものだとかんがえる。で、これによると、貧農とよばれるべきもの七一・三%、小農二〇・五%、

大、中農八・二%というのが、大體現在の北海道農民の技術的にみた場合の階層分解の状況だといえる。これを第三表からよみとつたこととつきあわせてみると、北海道の農業は、その生産力發展において停滞のすがたをしめし、農民層の分解はいわゆる府縣農業とおなじく一方的下層没落の傾向をもつているといえよう。

このことは、第六表の階層別農家經濟調査の結果および第四表のBの兼專業別階層別の農家戸数をあわせてかんがえるとときさらにあきらかとなる。すなわち、技術的には大中農であつても、經濟的には大、中農たる資格のない農民は、當然小農の方向に没落せざるをえない。

また、おなじ一九五〇年センサスによつて、土地所有と農民との關係をみれば第五表のとおりであつて、小作、小自作の農家數はあわせて全體の二〇%、しかもそれらは總農用地面積の五・三%を經營しているにすぎず、農地改革が「一應完成した」といわれる今日、零細貧農の小作、小自作農が直接地主の重壓につながつて農耕をいとなんでいることをしめしている。

もともと、北海道地方は日本資本主義の「邊境」というしくみをもちながらも、日本資本主義それ自體の特殊な發展構造の規定をうけて「いじけた邊境」でしかありえなかつた。したがつてここでの農業の發展も、いわゆる内地よりもより小農的にかたまつていとはいへ、やはり、資本主義的發展のみちをもちえなかつたことは當然のことである。しかも、日本資本主義が帝國主義段階にはいるや、北海道の「邊境」たるいみは急速にうすれ、農業

における資本主義的發展もますますのぞみうすとなつたばかりでなく、むしろ廣汎な没落のすがたをみせてきたのである。それはまた、ただちに農業生産力の停滯ないし後退をいみする。このようにして、いまでは、われわれは北海道農業の特殊性（それはもちろんあるのであるが）を強調するよりも、むしろその内地府縣農業との同質性を強調しなければならないとかがえざるをえない。

ところで、北海道の農業がおうよそみぎのような發展のすがたをもつているとすれば、その農民が第一表、第二表にみられるような金融關係にまきこまれていくことはまことに當然なことといえよう。すなわち、かれらの生産物の價格は、かれらの手に剩餘をもたらないばかりか、さらに生活費すら充分にはあたえられていないし、租税公課も地代部分のすべてを農民の手からとりさるばかりでなく、生活費にくいこんでいつている。（最近北

第4表B 北海道階層別専業別農家戸數

|     |     | ～3町    | 3～5    | 5～10   | 10～   | 總數     |
|-----|-----|--------|--------|--------|-------|--------|
| 田地帯 | 専業  | 7,667  | 13,738 | 11,368 | 1,921 | 34,694 |
|     | Ⅰ兼業 | 5,969  | 6,042  | 4,343  | 749   | 17,103 |
|     | Ⅱ兼業 | 3,951  | 366    | 265    | 46    | 4,628  |
|     | 準農  | 126    | 17     | 6      | 1     | 150    |
|     | 割合  | 43.3   | 68.2   | 71.1   | 70.7  | 61.3   |
|     |     | 33.7   | 29.9   | 27.2   | 27.6  | 30.2   |
|     |     | 22.3   | 1.8    | 1.7    | 1.7   | 8.2    |
|     |     | 0.7    | 0.1    | 0.0    | 0.0   | 0.3    |
|     |     | ～5     | 5～10   | 10～20  | 20～   | 總數     |
| 畑地帯 | 専業  | 24,020 | 18,871 | 13,325 |       | 56,216 |
|     | Ⅰ兼業 | 21,176 | 7,815  | 3,587  |       | 32,578 |
|     | Ⅱ兼業 | 38,853 | 523    | 134    |       | 39,510 |
|     | 準農  | 654    | 24     | 28     |       | 706    |
|     | 割合  | 28.4   | 69.3   | 78.0   |       | 43.6   |
|     |     | 25.0   | 28.7   | 21.0   |       | 25.3   |
|     |     | 45.8   | 1.9    | 0.8    |       | 30.6   |
|     |     | 0.8    | 0.1    | 0.2    |       | 0.5    |
|     |     | 貧業     | 小農     | 中農     | 大農    | 總數     |
| 合計  | 専業  | 31,687 | 32,609 | 26,614 |       | 90,910 |
|     | Ⅰ兼業 | 27,145 | 13,857 | 8,679  |       | 49,681 |
|     | Ⅱ兼業 | 42,804 | 889    | 445    |       | 44,138 |
|     | 準農  | 780    | 41     | 35     |       | 856    |
|     | 割合  | 30.9   | 68.8   | 74.4   |       | 49.0   |
|     |     | 26.5   | 29.2   | 24.3   |       | 26.8   |
|     |     | 41.8   | 1.9    | 1.2    |       | 23.8   |
|     |     | 0.8    | 0.1    | 0.1    |       | 0.4    |

備考

- (1) 北海道統計協會北海道統計 No.105 によつて計算した。
- (2) 昭和16年8月1日調査による。
- (3) Ⅰ兼業は第1種兼業、Ⅱ兼業は第2種兼業。

第5表 北海道自小作別農家戸數

|      | 農家數     | 割合    | 經營面積      | 割合    | 一戸平均經營面積 |
|------|---------|-------|-----------|-------|----------|
| 農家總數 | 245,757 | 100.0 | 1,142,260 | 100.0 | 4.64     |
| 自作   | 169,428 | 68.9  | 967,802   | 84.7  | 5.71     |
| 自小作  | 21,469  | 8.7   | 95,981    | 8.4   | 4.47     |
| 小自作  | 8,116   | 3.3   | 21,755    | 1.9   | 2.68     |
| 小作   | 40,942  | 16.7  | 39,433    | 3.4   | 0.96     |
| その他  | 5,802   | 2.4   | 17,387    | 1.6   | 2.99     |

備考 (1) 1950年センサスによる。

(2) 例外規模の農家をふくむ。

第6表 北海道階層別農家經濟收支

(i)

|         | ～ 5 町    | 5 ～ 10 町 |
|---------|----------|----------|
| 農 業 所 得 | 114,775  | 315,996  |
| 農 外 所 得 | 19,011   | 23,150   |
| 家 計 費   | 152,338  | 294,800  |
| 租 税 公 課 | 26,528   | 82,178   |
| 差 引 剩 餘 | △ 45,080 | △ 37,832 |

北海道における農業金融事情

備考 (1) 農林省統計調査部『昭和24年度農家の租税公課負擔に関する調査』を加工した。

(2) 減價償却をふくむ。

(3) 單位圓

(4) 昭和24年4月～25年3月

(5) 5町以下層は89戸 5～10町層は59戸

(6) △はマイナス

(ii)

(イ) 空知上川地區 (田地帯)

|         | 農業収入    | 農外収入   | 農業支出    | 農外支出    | 家 計 費   | 剩 餘      | 収支累計    |
|---------|---------|--------|---------|---------|---------|----------|---------|
| 0 ～ 2 町 | 137,384 | 33,750 | 37,834  | 22,812  | 121,017 | △ 10,529 | 171,134 |
| 2 ～ 3   | 246,279 | 31,295 | 69,359  | 33,005  | 195,326 | △ 20,116 | 277,574 |
| 3 ～ 5   | 343,776 | 21,758 | 77,998  | 96,388  | 221,028 | △ 29,880 | 365,534 |
| 5 ～ 7   | 600,745 | -      | 209,783 | 103,637 | 257,180 | 62,397   | 622,997 |
| 7 ～     | 649,821 | 53,864 | 111,399 | 155,721 | 283,948 | 152,617  | 703,685 |

(ロ) 十勝地區 (畑地帯)

|         | 農業収入    | 農外収入   | 農業支出    | 農外支出    | 家 計 費   | 剩 餘       | 収支累計    |
|---------|---------|--------|---------|---------|---------|-----------|---------|
| 0 ～ 5 町 | 150,238 | 39,512 | 32,789  | 10,909  | 137,687 | △ 8,365   | 189,750 |
| 5 ～ 10  | 292,246 | 29,028 | 49,062  | 27,339  | 185,695 | △ 59,178  | 321,274 |
| 10～15   | 298,636 | 23,408 | 66,338  | 43,490  | 196,247 | 15,969    | 322,044 |
| 15～20   | 469,577 | 37,457 | 196,605 | 84,697  | 363,679 | △ 137,947 | 507,034 |
| 20～     | 712,741 | 32,511 | 203,165 | 120,285 | 477,352 | △ 55,550  | 745,252 |

備考 (1) 農林省函館、札幌、帯廣、北見統計調査事務所「昭和24年度地帯別階層別月別農家經濟に関する調査報告書」による。

(2) 減價償却をふくまず、租税公課利子等は農外支出にふくめてある。

(3) 單位圓、△はマイナス

(4) 昭和24年4月～25年3月

第7表 北海道農協一般資金貸出、  
銀行貸出と農手貸出、個人  
金融との関係

|    |        |      |     |    |
|----|--------|------|-----|----|
| 組合 | 一般資金   | 借入農家 | 50戸 |    |
| 内  | 銀      | 行    | 借入  | 6  |
| 々  | 農      | 手    | 借入  | 39 |
| 々  | 個      | 人    | 借入  | 15 |
| 銀  | 行      | 借入農家 | 6   |    |
| 内  | 農協一般資金 | 借入   | 6   |    |
| 々  | 農      | 手    | 借入  | 2  |
| 々  | 個      | 人    | 借入  | 3  |

備 考

- (1) 北信連「昭和24年農家經濟調査」(総研北海道支所員調査による)
- (2) 調査農家数100戸(全道各地帯)

北海道の農村では、村税や公課の現金拂のできない貧農から賦役のかたちでそれを徴収しているところがある。在村の中、小地主による土地取上げ、やみ賣買、小作料値上げのうごきは、北海道でもはげしくおこなわれ(農林省統計調査部、『小作料及び土地移動状況調査』昭和二五年)、最近の在村小地主(兼自作)の貧窮化と、かれら自身の次三男對策のために、土地取上げがはげしくおこなわれるようになってきた。

このような生産事情のもとにおかれている農民——とくに貧農しかもそれは廣汎な層をなしている——に、銀行が貸付をしようはずはない。それはただか百戸に入戸ぐらいの割合の大、中農の一部を相手にするだけであり、しかもそれすら第七表にみるよ

うに前近代的貸付や農協金融、農手等に補強されてのことである場合が多い。なんとなれば、没落している農民のうける金融は、資本の有機的構成をたかめ、したがって生産力を發展させるようないみのものではなくて、ただ没落をくいとめるためのものになさないからである。

かくして、かれら廣汎な層をなす貧農は前近代的貸付資本にとらえられざるをえない。資本主義の發展とともに前期的商人、高利貸資本を排除してきた銀行も、前近代的農業のうえからはそれらを追放しえなかつたのである。高利貸付資本、商人資本は、周知のように双児兄弟であり、銀行が社會の遊んでいる貨幣をあつめてそれを貸出すのに反し、農民等の小生産者を流通過程で搾取してえた貨幣を貸付けるものであり、その貸付けの方法も、銀行はあくまでも産業資本の利潤の一部の分け前を利子としてもらうにすぎないのに反し、これらは農民等の小生産者のぎりぎりの生活費以上の餘剩すべてを收奪する。一方が低利、他方が高利といつただけではすまされないちがいががあるのである。そしてなおそれにくわえて土地、家屋まで收奪する。日本農民の小作人轉落が商人、高利貸資本の地主化と表裏一體をなしているのは、このことの證據にほかならない。北海道における明治末期の商人、高利貸の農民にたいする貸付利息は三割というのが普通だったという(西垣恒矩『産業組合大金』明治四〇年、二五三—五頁)、現在でも第八表にみるとおりの高さである。こういうわけだから、商人、高利貸資本は貧窮農民が農民であることをやめて労働者にな

第8表 北海道N村個人金融金利

| 利 率 |              | 戸 数 |
|-----|--------------|-----|
| 月利  | 10%(年利 120%) | 1   |
| △   | 7%(△ 84%)    | 1   |
| △   | 3%(△ 36%)    | 2   |
| △   | 無(勞 働)       | 2   |

備考 (1) 筆者の調査による。  
(2) 昭和25年8月  
(3) 調査農家数10戸

つてしまわないかぎり、農民に貸付をするし、また銀行から金を借りられない農民はこれらの貸付をうけざるをえない。近代的産業資本といえども農民を相手にするときは特約取引という商人資本的搾取方法を用いるのである。

だが、一方没落しながらも労働者になつてそとに出てゆくことのできない廣汎な貧農民を、これら商人、高利貸資本の収奪にまかせていたのでは、貧農層の没落はますます拍車をかけられることになるし、それはまた危機とよばれる帝國主義段階の資本主義にとつて経済的にも政治的にも非常な重荷となる。このような事情を反映して上から登場したのが中金を頂點とするピラミッド型の協同組合組織である。それは國家資本のテコいれで一應近代的な方法、近代的な利子歩合で農民に貸付けをおこない、また流通過程を組織化するというかぎりでは、貧農のうえにくいっている商人、高利貸資本を追いはらつた。だが、金融の面にかぎつてもそれが一應近代的な方法、近代的な利子で貸付をするというところに、やはり限界があるのである。第一表、第二表はそのことをはつきりとしめして

いる。協同組合金融は、かくして中堅農以上にたいする金融でありえなかつた。それは、銀行では無限だが、近代的利子の分ぐらひは生活費をきりつめることができるというような中堅農を相手にし、その没落をくいとめるためのものとしてはじめからつくられたのである。これでは貧農下層はいぜんとして商人、高利貸資本の掌中におちいることになるのだが、それでも農地改革前(傾向としては中日戦争前後以前)は、地主がそれら貧農下層のうえに壓力をもつていたから、それはそれで放任しておいても一應よかつたわけである。だが、農地改革をやつてしまつておいては、いかに。地主の壓力というものも非常に小さくなつたし、あらたに自作農になつた農民も二三年春ごろからは没落傾向をあらわにみせてきた。一方協同組合にはいつていた國家資本も戦争以來のはげしい農村収奪のいきおいのなかでほとんどうちきられていたので、結局協同組合の資金不足と中堅農民の有効資金需要減退の傾向がかさなつて、またまた商人、高利貸資本のちようりうがあらぶまれるようなことになつたのである。このようなことは戦後の脆弱な日本資本主義經濟にとつてたえられないことであつた。さりとて、補助金をだしたり、農産物價格をひきあげたりすることはできない。このような情勢に對應して上からつくりだされたのが、農業手形制度である。それはいわばていのいい青田賣のようなものだといつてもよいであらう。しかも、これはもつぱら流通信用にもとづく日銀信用をテコとしてしているのであるから、國家財政にはすこしもひびいてこないのである。

第9表 北海道農手累年利用率

|       | 融資限度  | 農手利用額 | 利用率  |
|-------|-------|-------|------|
| 昭和23年 | 1,395 | 1,292 | 92.6 |
| 24年   | 6,608 | 4,199 | 63.5 |
| 25年   | 5,542 | 4,027 | 72.6 |

備考

- (1) 農林中金の資料により計算した。
- (2) 単位百萬圓
- (3)  $\text{利用率} = \frac{\text{農手利用額}}{\text{融資限度}}$

北海道の農民が、農手を利用した状況は第九表のとおりであり、青田賣のようなものだから、相當廣汎に借入をしているのであるが、やはり一應近代的な私たちをとつては充分な資金を借りられない農民もあるし、また北海道では農手さえ借りられない農民もでてきている。次にかかげるのは

その一例にすぎない。

「麥耕期を目前にして私たち農家は肥料、農藥、農機具その他ワラ工品などの生産資材を購入しなければならないが、現金の手もちのない私たちとしてはこれら生産資材を農業手形によって購入する以外に術はない。

そこで麥類にたいし九百六十圓、馬鈴薯千八百圓、雜穀六百圓（いずれも反當）の割で農手借入方を申請した。ところが農協組では、麥類を除き、馬鈴薯耕作者は反當二百圓、雜穀の耕作者は反當百圓の基金を積立てなければならぬという。

私たち貧農にこうした積立てのできる餘裕があれば農手借入

申請の要もなく、生産必要物資の購入は萬端準備完了のはずである。農業手形制度とはこんな不便な制度なのだろうか、もつと簡便な農手借入れの方法はないものだろうか。」（北海道新聞昭和二十六年三月二十七日朝刊號、讀者投書欄への寄稿全文）

まつたところ、こういう農民にたいする「もつと簡便な農手借入の方法」はあたえられていないのである。つまり、農手は出來秋の生産物代金を第一次の見返りとしているのだが、第二次の見返りとして、米、麥については政府再保險の共済金、北海道の馬鈴薯、雜穀作付農家はそれにかわるものとして「農手共済基金」を積立てることになっている。新聞に投書しているこの農民にはその基金積立の金がないわけである。このようにして、農手でもなおすくわれないような農民は、やはり前近代的貸付をうけざるをえないことになる。

三

以上要するに、北海道の農民が金融をうけるにあつてその大半を前近代的貸し手から借りなければならず、あとの大半のうちのまた大部分は農手借入であり、のこりは協同組合の一般貸出にたよつており、銀行はほんの數えるぐらしか貸出をおこなつていないという現状は、北海道の農民が現在おかれている生産事情からして當然なことであるといふべきであらう。

ところで、第一表について（第二表についてもいえることだ

で九三・六%、金額で八八・二%が運轉資金であり、さらにその中で、農業者手形運轉資金の大部分が肥料資金となつてゐる。ところで、農業手形

第10表 北海道農家の農手による借入資金の使途別割合

|      | 關係戸數  | 關係件數  | 總 數   |
|------|-------|-------|-------|
| 金良築入 | —     | —     | —     |
| 資改改購 | —     | —     | —     |
| 入地物機 | 0.4   | 0.3   | 1.5   |
| 購土建農 | 6.4   | 4.8   | 5.8   |
| 資新具購 | 0.8   | 0.6   | 2.0   |
| 購肥料購 | 71.7  | 62.7  | 70.0  |
| 資飼そ  | 2.0   | 1.5   | 1.1   |
| 外計   | 17.7  | 29.4  | 17.0  |
| 納の計  | —     | —     | —     |
| 課公   | 0.4   | 0.3   | 2.2   |
| 稅    | 0.4   | 0.3   | 0.8   |
| 農生租  | —     | —     | —     |
| 運轉資金 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

備 考

(1) 農林省統計調査部「農家の資金状態調査報告」による。

(2) 關係戸數關係件數の%は生計資金の分を1戸1件として計算した。

(3) 昭和24年4月～25年3月

第10表 北海道農家の農手による借入  
資金の使途別割合

|              |               | 關係戶數    | 關係件數  | 總 數  |      |
|--------------|---------------|---------|-------|------|------|
| 土地設備資金運轉農生租稅 | 購土建農家肥飼そ外計課の計 | 金良築入    | —     | —    |      |
|              |               | 資改改購入   | —     | —    |      |
|              |               | 入地物機畜料料 | 0.4   | 0.3  | 1.5  |
|              |               | 入地物機畜料料 | 6.4   | 4.8  | 5.8  |
|              |               | 入地物機畜料料 | 0.8   | 0.6  | 2.0  |
|              |               | 入地物機畜料料 | 71.7  | 62.7 | 70.0 |
|              |               | 入地物機畜料料 | 2.0   | 1.5  | 1.1  |
|              |               | 入地物機畜料料 | 17.7  | 29.4 | 17.0 |
|              |               | 入地物機畜料料 | —     | —    | —    |
|              |               | 入地物機畜料料 | 0.4   | 0.3  | 2.2  |
| 入地物機畜料料      | 0.4           | 0.3     | 0.8   |      |      |
| 入地物機畜料料      | —             | —       | —     |      |      |
| 入地物機畜料料      | 100.0         | 100.0   | 100.0 |      |      |

備

- (1) 農林省統計調査部「農家の資金状態調査報告」による。
- (2) 関係戸数関係件数の%は生計資金の分を1戸1件として計算した。
- (3) 昭和24年4月～25年3月

農家ではその属する農業共済組合から支拂をうけることのできる水稻、陸稻、または麥の共済金の最高額までであり、北海道の馬鈴薯または雑穀作付農家にあつては農手共済基金によつて貸付けをうけうる最高額（昭和二六年現在馬鈴薯反當一、八〇〇圓、雑穀反當六〇〇圓）である。このような金額で生産力を高めるような追加投資のできるはずはないのであつて、經營規模に拘束されない肥料購入資金の借入が大部分をしめているということはそのなによりの證據である。農民はたんに從來の規模を縮小しないようにするために、肥料代を主とする運轉資金を借りているにすぎない。つまり、昨年とおなじ規模の生産をつづけるのに必要な肥料その他の運轉資金を支出すれば家計が赤字になるような状態だつたから、運轉資金を農手で借りなければならなかつたのである。とすれば、これは「生産金融」というかたちをとりながらもやはり赤字金融であり「消費金融」であるといわなければならぬ。事實、農手借入の戸數は第一表では調査戸數を上廻つてでるほどであるからほとんどすべての農家が借りているとかがえられるし、またあとでのべるところであきらかなように貧農層になるほど限度いっぱい借りており、そのうへ調査農家の平均も、第六表でみる貧農層とともに赤字なのであるから、みぎのようにいうことは正しいことであらう。そして、このようなことは多かれ少かれ、農手以外の運轉資金借入についてもいえることである。

それでは、設備資金名目の借入についてはどうか。設備資金は

この場合生産資金として農民の手に餘剰をもたらしているだろうか。ちよつとかんがえると、平均として赤字がでていても、全體のうちには黒字農家があるかもしれないのだから、そのような農家が有機的構成を高めるような仕方では、設備資金をあらたに投入して剩餘をえているのだとおもわれる。だが、これは疑問である。

第一に、こにでている數字をよくみると、設備資金借入總額一、六九八、二一四圓、そのうち四二%にあたる七一五、〇七六圓が個人からの借入となつているのであつて、銀行から借りているのはわずかに一戸、一〇、一九二圓にすぎず、これは總額の1%にもみえない。もしも、これらの設備資金借入れがほんとうに「生産金融」であるのなら、なにも第八表にみられるような高い利子をはらつて前近代的貸し手から借りなくてもよいであろう。結局、これらの借入は「生産金融」ではなしに、たんなる廢朽設備の更新補填であるか、利潤はうまないが多少生活費をふやすことができるというほどのものにすぎず、つまりは「消費金融」だということになるであらう。銀行からほとんど借りられないというのはそのためであるし、農協からさへ四〇%しか借りえないというのもそのためである。それでは農協からの設備資金借入は「生産金融」なのか。これもよくかんがえてみるとそうばかりはいきれない。なんとすれば第一に農協はさきにものべたように、銀行の金融ベースにのらない農民をある程度そのベースにのせることができるからであり、第二に、設備資金名目の貸出金は一般に中期あるいは長期であり、そのあいだに恐慌とか不作が

こないともかぎらないからである。とすると、これもまたかならずしも「生産金融」だとはいえないことになり、結局、總じての結論としては、「消費金融」の色彩が非常に濃いといわなければならないだろう。

つぎに、第二の階層性の問題の検討。この調査の對象となつてゐる農家の一戸あたり平均經營面積は五町五反五歩であるが、北海道全體の一戸あたり平均經營面積は四町六反四歩（一九五〇年センサス）であるから、やや上層にかたよつていふということがわかる。だが、この兩者のちがいは、前者が田地帯の中農下層と畑作地帯の小農下層とを代表し、後者が北海道總農家のうちに八〇%をしめる田地帯の小農と畑地帯の貧農中層とを代表するとしても、それが金融の面ではどのようにあらわれるであらうか。第二表から逆算すれば、この調査の對象農家の二五年三月末の農協一般資金借入残高（特別資金をふくまない）の合計は、一、四五〇、四〇〇圓、農手借入残高は一、〇三一、五四八圓、しめて農協からの借入残高二、四八一、九四八圓であるが、おなじときの全道農協の一般貸出残高（特別資金をふくむ）は總合計で一、二七一、百萬圓（概數）、農手貸出残高は一、九〇六、百萬圓（概數）、しめて三、一七七、百萬圓（概數）となつてゐるから、調査農家にたいする農協の總貸出残高のうち調査農家の總農手借入残高は四一・六%をしめてゐるのにたいして、全道農協總貸出残高のうちで全道農手貸出残高は五九・九%をしめるといふ勘定になるし、また全道農手貸出残高中にしめるこの調査の農手貸出残高の割合は

○・〇五%であるのたいして、全道農協一般貸出金残高中にしめるこの調査の農協一般貸出金残高の割合はその約二倍の○・一%ということなる。つまり、兩者のちがいはこの調査の方が全道農家の八〇%をしめる貧農よりも農協の一般資金を借りている割合が多いという点にあるわけであり、こうしたことはまたわれわれがさきにしたことも符合するところである。

ところで、この調査がみぎにみたようにやや上層にかたよつていとすれば、第一表、第二表をもつてただちに全般をおしはかりえないことはあきらかである。北海道の農家全體をみれば、もつと多くの割合の農家が前近代の貸付にとらえられているであらうし、またすぐさま「消費金融」であるとわかるような金融をうけている農民の割合ももつと多いであらう。ここではそれらがどれくらいというふうにいることはできないのであるが、一應、借入先別による負債金額の推定だけをおこなつておこう。農手は前近代の借入とおなじように比較的簡単に借りられるものであるから、二五年三月末全道農手貸付残高中にしめるこの調査の農手借入残高の割合である○・〇五%という割合が、全道の個人、無盡、頼母子講、特約會社、取引先、商人等前近代の貸し手からの借入残高中にしめるこの調査の前近代の貸し手からの借入残高の割合でもあるとかがえると、第二表からして全道農家二五年三月末の前近代の高利負債残高は三、二四四、五八四千圓ということになる。もつとも、前近代的な借入は農手借入よりもはるかに簡単にできるから農手の場合よりもつと下層にひろがつている

だらうし、その一戸あたりの金額も下層になるほど小さくなつているとしても、農手の場合にみられるような割合で小さくなつていとはかながえられないから、實際の負債高はもつと大きくなるだらうが、ここでそれをもとめることは無理だから、三、二四四、五八四千圓を一應最小の數字としてだすことにしよう。この

第 11 表 北海道農家借入先別負債合計

| 農協 | 低利一般 | 利便 | 資金手 | 銀行 | 子先 | 母取 | 引屋 | 計             | %     |
|----|------|----|-----|----|----|----|----|---------------|-------|
|    |      |    |     |    |    |    |    |               |       |
| 農協 | 低利一般 | 利便 | 資金手 | 銀行 | 子先 | 母取 | 引屋 | 計             | %     |
|    |      |    |     |    |    |    |    |               |       |
|    |      |    |     |    |    |    |    | 1,511,882,000 | 22.6  |
|    |      |    |     |    |    |    |    | 1,906,138,000 | 28.7  |
|    |      |    |     |    |    |    |    | 0             | 0.0   |
|    |      |    |     |    |    |    |    | 3,244,584,000 | 48.7  |
|    |      |    |     |    |    |    |    | 6,662,604,000 | 100.0 |

備考

- (1) 筆者の推定(本文参照)
- (2) 昭和25年3月末

協の一般資金および特別資金となつていゝる。銀行からの借入は零である。(もつともこれは多少ないわけではないが、この調査から推定するかがり零であり、また實さいも零とみていいような額であらう。)

ようにして第二表を修正してつくつたのが第一表である。これで見ると二五年三月末の全道農民の負債は最小約六七億圓、平均一戸あたり三萬三千圓、そのうち約半分が前近代の高利貸金融によるものであり、約三〇%が農手借入であり、わずかに一〇%が農

# 四

さて、それならば、農民がみぎにみたようなかたちでいろいろの貸付資本にとらえられているということは、さきにわれわれのしつような農民層分解の現状をいかに變改するだろうか。この間  
にたいするこたえは、前段までのべてきたことでもある程度あたえられているのであるが、さらに具體的にのべてみよう。

まず第一に、個人や取引先や特約會社からの前近代借入れは進行しつつある農民層の分解をさらに促進する。たとえばN村の個人金融の金利はすでにかかげた（第八表）とおりであつて最高年一二割におよんでいるし、さらに無利子と稱するものもよく聞いてみると「義理で」無償労働を提供している。取引先、特約會社からの借入は大部分ビート、ハッカ、亜麻、除蟲菊、牛乳等の特約會社およびその手先の商人からの借入れなのであるが、そのような場合、農民はそれから生産物の品質や規格を一方的にきめられたり値段がひくくきめられたりするのをだまつて承諾するよりほかない。たとえば、二年、二四年の亜麻、ハッカ、除蟲菊の反當生産價額と生産費は第一二表のとおりである。このような商人生産會社と農民との關係がひどくなつてくれば、農民はすべての生産資材やその資金を前借するようになり事實上商人や特約會社の賃労働者になつてしまふことになる。それも近代的な労働者ではなくて、前近代的な間屋制資本に支配された債務奴隸的な存在

北海道における農業金融事情

となるのである。（なお、第一表で、個人から農外資金を借りている二戸の農民も原票でみれば木炭の原木代を借りてゐる。）またそこで注意すべきは、第一表第二表で個人からの借入れというふうに出ているのもそのなかにはいわゆる「取引先」でない村の商人や非農民（たとえば上川支廳M村では醫師）

第 12 表 北海道の亜麻、はつか、除蟲菊反當生産費

單位圓 △はマイナス

|     |       | 昭和 22 年      |             |   |        | 昭和 24 年      |             |   |       |
|-----|-------|--------------|-------------|---|--------|--------------|-------------|---|-------|
|     |       | 反 當<br>生産 價額 | 反 當<br>生産 費 | 差 | 引      | 反 當<br>生産 價額 | 反 當<br>生産 費 | 差 | 引     |
| 八 三 | 亜 麻   | 円 689.15     | 円 1,286.44  | △ | 597.29 | 円 2,357      | 円 4,128     | △ | 1,771 |
|     | は つ か | 2,166.05     | 2,618.74    | △ | 452.69 | 13,350       | 9,354       |   | 3,896 |
|     | 除 蟲 菊 | 1,293.66     | 1,167.00    |   | 126.66 | 3,217        | 3,785       | △ | 658   |

備考 (1) 昭和22年産については北指連調査により（北指連『調査時報』）昭和24年産については、農林省札幌、函館、北見、帯廣統計調査事務所調査による（農林省札幌、函館、北見、帯廣統計調査事務所『昭和24年北海道農産物生産費調査報告書』）

(2) 反當生産費は地代、資本利子こみ。

が相當多いということである。また、上層農で金貸しをやつてい  
るものも、農協の一般資金を多量に借りて、それを貧農に貸付け  
ているという場合が多い(たとえばさきにかかげたN村の農民N  
氏は營林署の造林の請負を兼ねているのだが、その「利潤」を貸  
付資本にするほか、農協からは昭和二四年九月―八月の一ヶ年  
間に一萬圓の貸付をうけ、それを自己の高利貸付資本に轉化して  
いる。その一ヶ年間の貸付は三萬圓、利子収入一萬五千圓。)

第二に、ほとんどすべての農民が利用しているところの農業手  
形制度も、さきにのべたように實は廣汎な層をなす貧窮農民に生  
産資材を前貸して米、麥、馬鈴薯、雜穀等の主要食糧を安く確實  
に生産し販賣させようという國家の政策であり、だからそれはだ  
まつて放任しておけば前近代的金融にたよらざるをえないような  
没落農民を一應救うという機能を片方にもちながらも、その實農  
民を國家の特約的労働者のような存在にしているということとは  
きらかである。だから、一度この制度による借入をおこなつた  
ら、ますます多額の借入をおこなわざるをえないし、またさき  
もしめしたように農手による借入をおこないながらも前近代的貸  
し手にたよつたり、さらに農手さえも借りられないような農民が  
できていのである。このようにして農手は農民層の分解をある  
程度(というは、貸付條件に制限があるから)おくらせなが  
ら、結局はさらに深刻な窮乏化のみちを準備するものであらざる  
をえない。このことは、北海道のように生産物の商品化率のたか  
いところではとくに強調されていいであらう。

第13表 北海道B町農協 昭和25年3月末貸借対照表

| 借 方     |          |       | 貸 方     |          |       |
|---------|----------|-------|---------|----------|-------|
|         | 円        | %     |         | 円        | %     |
| 固 定 資 産 | 10,388   | 12.8  | 自 己 資 本 | 5,119    | 5.4   |
| 關係團體出資金 | 2,031    |       | 借 用 金   | 33,402   | 35.6  |
| 有 價 證 券 | 339      | 22.9  | 内 農 手   | (25,000) |       |
| 預 ケ 金   | 19,047   |       | 貯 金     | 54,343   | 57.9  |
| 現 金     | 511      |       | そ の 他   | 774      | 0.8   |
| 貸 出 金   | 55,623   | 17.7  | 剩 餘 金   | 28       | 0.3   |
| 内 農 手   | (36,506) |       |         |          |       |
| 事 業 勘 定 | 3,608    | 7.6   |         |          |       |
| そ の 他   | 2,119    | 8.1   |         |          |       |
| 計       | 93,725   | 100.0 | 計       | 93,725   | 100.0 |

備考 (1) B町農協 昭和24年度決算報告書による。

第三に、農協はわずかに、一部上層農民の没落をおくらせるだけであり、廣汎な貧農層の没落をむしろ促進している。第一三表は北海道B町農協の二五年三月末貸借対照表である。これをながめてみると、第一に固定資産、關係團體出資金は自己資本でまかなえずに貯金にくいこんでいる。第二に、その残りの貯金の四〇%以上が餘裕金として運用されている。第三に、貯金が事業勘定にくわれている。第四に、貸出金の約六〇%が借入金でまかなわれている。第五に、貸出金、借入金ともにその約七〇%前後が農手にもとずくものである。結局、農民から農協にあつめられた資金は四〇%ちかくが農民の手にもどるだけで、あとは外にながれてしまつたり、固定化したりしているが、それでいながらその利子が貯金に支拂うよりもたかい信連借入金をいれて貸出にあてており、しかもその七〇%が農手なのである（この比率は七、八日頃になればさらにちかくなる）。このようにみてくれば、信用事業にかんするかぎり、この農協はむしろ農民から資金をあつめてそとに流す役目をしているとしかかんがえられない。また、わずかに農民の手にかへつてくる貸出金も、第一四表にみるように上層農家がその對象となるにすぎないのである（第一四表で、貯金預ケ入累計はほぼ經營規模をあらわすとかんがえていい）。だから、はつきりいえば、この農協は農民からあつめた資金の一部を上層農に貸付け、あとは外にながしているといつていいだろう。貧農層はただ農協をわずかに維持してやつているようなものである。しかも、農協の經理内容が次第にわるくなつてきた昨今、農協は

第14表 北海道B町農協利用状況  
單位圓 △はマイナス

| 農家番號 | 出 資 金  | 借 入 金  | (借入金)<br>-(出資金) | 貯 金     |
|------|--------|--------|-----------------|---------|
| 1    | 10,000 | 90,000 | 80,000          | 427,500 |
| 2    | 5,000  | 50,000 | 45,000          | 299,800 |
| 3    | 5,000  | 47,000 | 42,000          | 244,700 |
| 4    | 5,000  | 44,000 | 39,000          | 180,200 |
| 5    | 3,000  | 75,000 | 72,000          | 151,300 |
| 6    | 1,000  | 40,000 | 39,000          | 86,000  |
| 7    | 1,000  | -      | △ 1,000         | 225,100 |
| 8    | 1,000  | -      | △ 1,000         | 31,900  |
| 9    | 500    | -      | △ 500           | 58,500  |
| 10   | -      | -      | -               | 189,000 |

備考

- (1) 筆者の調査による。
- (2) 出資金は期間内の増加出資金、借入金、貯金は期間内の累計、ただし農手をふくまず。
- (3) 10番農家も組合員で貯金のみ利用している。
- (4) 昭和24年9月～25年8月

その赤字負擔を出資金増額運動といふかたちで農民のうえに轉嫁してきたのだが（二五年一月の「農協財務處理基準令」がこの情勢に拍車をかけた）、その轉嫁のされかたも階層によつてちがつており、第一四表にあきらかなとおり、貧農層にたいするほどおもしろくなつていく。しかし、上層農民といえども農協からうけている金融が「生産金融」になつていとはいえない。それは大部分

第 15 表 北海道農協 25 年 3 月末總合貸借對照表 單位百萬圓

| 借 方     |         |        | 貸 方     |         |       |
|---------|---------|--------|---------|---------|-------|
| 固 定 資 産 | 1,088   | } 12.8 | 自 己 資 本 | 894     | 8.7   |
| 關係團體出資金 | 227     |        | 借 用 金   | 3,003   | 29.3  |
| 有 價 證 券 | 13      | } 22.9 | 内 農 手   | (1,696) | -     |
| 預 ケ 金   | 2,213   |        | 貯 金     | 5,812   | 56.6  |
| 現 金     | 116     | } 30.9 | そ の 他   | 557     | 5.4   |
| 貸 出 金   | 3,177   |        |         |         |       |
| 内 農 手   | (1,906) |        |         |         |       |
| 事 業 勘 定 | 1,816   | 17.7   |         |         |       |
| そ の 他   | 784     | 7.6    |         |         |       |
| 損 失 金   | 832     | 8.1    |         |         |       |
| 計       | 10,266  | 100.0  | 計       | 10,266  | 100.0 |

北海道における農業金融事情

備考 農林中金の資料による。

八六

やはり利子が生活費から支拂われなければならない「消費金融」なのである。たとえば第一四表の一〇戸の農家のうち二四年から二五年にかけての一年間で大農具のふえたのは一番農家（心土ブラオ一、ボテトディガー一、動力脱穀機一）と五番農家（心土ブラオ一）だけにすぎないという事實ははつきりではないにせよともかくもこのことをしめしているのとみていいだろう。このように、農協にとらえられた上層農民は一應没落をひきのばされるにしても結局じり貧になつてゆくし、また廣汎な貧農層は農協からあたえられるよりもむしろあたえる方が大きいのであり、かれらの没落はよりはやめられることになる。そして、そのような過程で農民は農協↓信連↓中金のピラミッド組織を通して外部に奉仕させられているのである。（B 農協の財務にみられる以上のような傾向は、全道農協の總合貸借勘定をみるときさらにはつきりとあらわれる。第一五表参照）

ドッジラインを第一の轉機とし、朝鮮事變を第二の轉機として農産物價格と農業用資材、生活用品のあいだの價格差は大きくひらいてきている。北海道の馬鈴薯、雑穀のうごきも、結局統制解除は買ったたかをいみするものであること、このことによつて廣汎な貧農層はますます没落するということをしめしはじめている。このよりの事情のもとでは農民の有效資金需要はますます小さくならざるをえないのだが、それにくわえて最近には「不要不急資金のひきしめ」政策がとられてきているから、今後、その主觀的意圖のいかんにかかわらず、農協の一般資金貸出は相對的に小

第16表 北海道農協出資金増加状況

(イ) 實 数

單位 百萬圓

|                                  | 23/9 | 24/3 | 24/9 | 25/3  | 25/7  | 26/3  |
|----------------------------------|------|------|------|-------|-------|-------|
| 出 資 金 (1)                        | 157  | 325  | 515  | 790   | 872   | 1,276 |
| { 固 定 資 産<br>關 係 出 資 金 (2)       | 221  | 537  | 913  | 1,315 | 1,405 | 1,677 |
| $\frac{(1)}{(2)} \times 100$ (3) | 71   | 61   | 56   | 60    | 62    | 76    |

(ロ) 23年9月を100とした場合の指數

|     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| (1) | 100 | 207 | 328 | 503 | 555 | 812 |
| (2) | 100 | 242 | 413 | 595 | 635 | 758 |
| (3) | 100 | 85  | 79  | 84  | 87  | 107 |

備考 農林中金の資料による。

さくなつてゆかざるをえないであらうし、農協経営不振の農民への轉嫁もはげしくなつてゆくだろう。もつとも、第一六表にみるように、北海道農協の出資金は昨年来急激に増加してきているし、そのことが農協の経理内容を一般によくしたようであるが、しかしそのようなことがどんなふうになされていくかということをかんがえるとき、いわゆる「健全経営組合」が今後なおふえてゆくだろうという樂觀はとてもできそうにない。北海道協同組合課の調査によれば、全農協三五一のうち昨年六月末には貯拂制限六六、停止一を敷えたのを、年末、停止なし、制限一八までもちなおしたところ、本年五月末はまたまた制限四八、停止一を敷えるにいたり、六、七月にはさらに増加するものと豫想されている。かくして、われわれは、むしろ、農協が農民から相對的に獨立しているという状態も早速その限界につきあたらなければならぬのではないかとあやぶまざるをえないのである。見返資金からの中金への優先出資二〇億圓も、内一八億圓が復金引受による農林債券の償還にあてられてしまつたのでは、中金の損益尻をよくしたというだけのことで、農民にとつてはけつして、これになつたとはいえないだろう。

また、農手の今年度における利用状況は昨年度を上廻るものと豫想される(五月二〇日北信連割引残高三、六〇七百萬圓、昨年同期の三割増、六月一〇日四、三〇五百萬圓、昨年ピークの二億圓増)。おそらく融資限度いっぱいまでゆくとすると、農手だけでは充分な資金をえられずりとて農協の一般資金を借りることも

ならずという農民が多くでるだろうし、また一方農手も借りられない農民がでてきているのだから、これらの農民はしかたなく前近代の貸し手すがつてゆくことになるだろう。かくして貧農層の没落は促進される。

## 五

以上われわれは現在の北海道の農民のうける金融がおおむね半封建的「消費金融」であるか、またはその色彩の濃厚なものであり、結局において、農民層の分解、しかも一般的没落傾向を促進するものだという事、そしてそのゆえに、農業生産力の發展をたすけることがきわめてすくないというだけでなくむしろそれをおしとどめ、あるいは後退させさえるという客觀的役割をはたしているという事をしつた。このようなことは、とりもなおさず金融事情は——たとえそれが政策金融であるにしても——生産事情によつて頑固にささえられており、そのなすところは生産事情の發展速度をあるいは早めあるいはおくらせるにすぎないという一般の命題を確認することでもある。

だが、ここで、北海道の農業金融という題をにかけてしかもこのような結論を出すことは特殊性を一般性に解消するものだという非難をうけるかもしれない。たしかによくいわれるように（たとえば、北海道廳『北海道の農業金融に關する研究』、昭和二五年）、北海道の農業は資金需要が府縣農業に比して相對的に大きい

とか、いわゆる資金の季節的變動がよりはげしいとか、あるいはより高金利だとか、あるいはまたより對外依存度が大きいとかいうようなことは北海道における農業金融の特徴だといつてもよいであろう。だが、ここではなによりもまず北海道の農民が、どのような貸付資本にどんなふうにとらえられているかという事を農民層の分解との關連においてあきらかにしたかつたのであり、それというのも、その點をあきらかにすることなしに季節的變動がよりはげしいとか、より高金利だとかいつてみても、それはかつて北海道の農業金融をつらぬく階級的特殊性を一般性に解消するものだとかがえたからにはかならない。そして、このようなかんがえかたから出てきたわれわれの結論も、高金利の排除とか、季節變動の除去とかいうことはそれ自體として制度論的に、あるいは經營論的にとりあげられるかぎりけつして成果をおさめえないということ、さらに農業金融問題の解決は、農業の生産事情にかかわる問題の眞の解決なしには、ついに不可能であるという事をいみするものにほかならないのである。

（北海道支所研究員）